

見附市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

1 移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び見附市から調査を求められた場合には、それに応じます。

2 以下の場合には、見附市移住支援金交付要綱第 8 条の規定に基づき、速やかに見附市に報告し、移住支援金の全額又は半額を返還します。

(1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

(2) 移住支援金の申請日から 3 年未満に見附市以外の市区町村に転出した場合：全額

(3) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

(4) 移住支援金の申請日から 3 年以上 5 年以内に見附市以外の市区町村に転出した場合：
半額

(就業の場合のみ)

(5) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

(テレワークの場合)

(6) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額

(関係人口の場合)

(7) 移住支援金の申請日から 1 年以内に移住支援金の要件を満たさなくなった場合：半額